平成２２年（フ）第３２５号
和歌山市土入137番地の２
債務者　西中　慎一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２７号
和歌山市友田町２丁目25番地
債務者　芦田　文美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３７号
和歌山県有田市宮原町須谷487番地６
債務者　中田　邦男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下49番地
債務者　高山　英美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
兵庫県三木市吉川町前田294番地
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３号
青森市里見１丁目10番15号
債務者　千葉　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
青森県上北郡七戸町字舘野47番地７
債務者　八重樫悠子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
青森市千刈３丁目７番８号　第一竹内荘12号
債務者　奈良　美香
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
青森県黒石市追子野木１丁目219番地　ビバリーハイツ202
債務者　北山美由紀（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字代官町78番地１　シティハウス代官町102号
債務者　三上　奈緒
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３７５号
千葉県松戸市松戸新田596番地の10みのり台ハイツ102号
債務者　永峯　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８１号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目10番51号
債務者　門馬　　寛
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８２号
千葉県松戸市岩瀬618番地の22　ミドリビル３Ｆ
債務者　日永八千代
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８７号
千葉県野田市中根18番地の３　ロータリーパレス野田403号
債務者　戸張　智子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３８９号
千葉県我孫子市新木1779番地の３
債務者　根本えり子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３９０号
千葉県松戸市上本郷364番地の３アクティ北松戸１―601号
債務者　松岡美智子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６０号
愛知県碧南市志貴崎町６丁目13番地
債務者　榊原　昌代
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
愛知県岡崎市上衣文町字衣文133番地
債務者　杉村　立雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係